

兵庫県立西宮南高等学校PTA規約

第1条（名称）

本会は兵庫県立西宮南高等学校PTAという。

第2条（事務所）

本会の事務所は兵庫県立西宮南高等学校内におく。

第3条（目的）

本会は保護者・教職員が一体となって教育（学校・家庭・社会）問題を協議研究し、本校の教育目標を達成することに努める。

第4条（事案）

本会はその目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 生徒及び会員の福祉の増進を図る。
- 2 保護者と教職員の連携を密にし、親睦を図るための各種会合。
- 3 教育制度その他教育諸問題の研究協議。
- 4 教育環境の整備充実を図り協力する。
- 5 関係機関及び団体との連携。
- 6 会員の修養・資質向上のための講習会等の諸計画。
- 7 その他、本会の目的を達成するために必要なこと。

第5条（組織）

本会は次の会員をもって組織する。

- 1 正会員 — 本校生徒の保護者及び教職員。
- 2 特別会員 — その他一般有志（総務委員会の承認を得る）。

第6条（会議）

- 1 総会 — 総会は定期総会及び臨時総会とする。総会は会員の過半数をもって成立する。

（1）定期総会

定期総会は年1回会長が招集し、会務の報告、役員の承認、予算の決議、決算の承認、規約の変更、その他の重要事項を議決する。

（2）臨時総会

臨時総会は会長が必要と認めた場合、及び全会員の3分の1以上の要求があった場合に開催する。ただし緊急の場合は、総務委員会の決議によりこれを代行し、次期の総会において承認を受けるものとする。

2 総務委員会

総務委員会は、会長が招集し本会の運営上必要な事項を審議する。

第7条（会議の議決）

会議の議決は、すべて出席会員の多数決による。

第8条（役員・委員）

本会には次の役員・委員をおく。

1 役員

会長1名、副会長2～3名、会計3名（内1名は教職員）、書記3名（内1名は教職員）、会計監査2名、顧問若干名（校長を含む）。会長、副会長、会計、書記を三役と称す。

2 委員

各学年より選出する。

第9条（役員・委員の任務）

- 1 会長は本会を代表し、会務を処理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
- 3 会計は本会の会計を処理する。
- 4 書記は本会の事務処理にあたる。
- 5 会計監査は本会の会計を監査し、会長に報告する。
- 6 顧問は会長の諮問に答える。
- 7 総務委員は本会の事業を企画立案し、運営上の諸決定にあたり且つ総会に提出する原案の審議決定を行う。
- 8 委員は各委員会を構成し、その活動を中心に目的達成のため企画・諸案件の審議にあたる。

第10条（役員・委員の選出）

本会の役員・委員の選出は次の方法による。

- 1 三役及び会計監査は、入学時に候補者を選出し、総会にて公表し承認決定する。
- 2 委員は、三役及び会計監査と同様に入学時に選出し、会長より委嘱する。
- 3 総務委員は、委員より互選された各委員会の正・副委員長と三役及び会長の推薦したものとし、総務委員会を構成する。
- 4 顧問は、会長の推薦により総務委員会の承認を受ける。

第11条（役員の任期）

役員の任期は一年とする。ただし再任は妨げない。役員の欠員が生じた場合は、総務委員会で選出・承認し、その任期は前任者の残余期間とする。

第12条（委員会の設置）

本会の活動機関として次に定める各種委員会を設置する。

- 1 教養委員会
- 2 環境保健委員会
- 3 広報委員会
- 4 選考委員会

第13条（委員会の任務）

- 1 教養委員会
会員（保護者と教職員）相互の連携と親睦を図り、教養を高めるための諸行事の企画ならびに実施をする。
- 2 環境保健委員会
教育環境の充実を図るための諸行事（学校保健に関する）の企画・実施（校庭植栽等）をする。
- 3 広報委員会
PTA広報紙「飛翔」を発行し、情報伝達と会員相互の交流を図る。
- 4 選考委員会
新役員・委員選出に関わるすべての業務を、三役の指示のもとに行う。

第14条（会計）

本会の経費は会費その他による。

第15条（会費）

会員は本会の事業を行うに必要な会費を負担するものとする。会費の額は毎年度初めの総会において決定する。

正会員（保護者）のPTA会費は、家庭数ではなく、在籍生徒数分の負担とする。

第16条（会計年度）

本会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

第17条（慶弔）

慶弔規定については別に定める。

第18条（規約の変更）

本会の規約は総会の議決により変更することができる。

第19条（個人情報の取り扱い）

本会は、個人情報を以下の目的のために利用する。なお、提供された個人情報を適切に管理し、これ以外の目的には利用しない。管理者は本会会長とし、個人情報を収集する際は、あらかじめその個人情報の利用目的を本人に明示する。

〈利用目的〉

- 1 役員候補選出及び委員選出、その他のPTA活動実施
- 2 役員名簿、委員会名簿作成

附則

この規約は昭和50年10月20日より施行する。

この規約は平成 3年 5月27日に改訂する。

この規約は平成 4年 5月26日に改訂する。

この規約は平成12年 5月22日に改訂する。

この規約は平成13年 5月21日に改訂する。

この規約は平成21年 5月12日に改訂する。

この規約は平成29年 1月27日に改訂する。

この規約は平成31年 2月12日に改訂する。

この規約は令和 2年 9月 1日に改訂する。